

野田市告示第 1 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

野田市長 鈴木 有

1 指定公金事務取扱者の名称、住所

名称 公益社団法人野田市シルバー人材センター

会長 澤田 健次郎

住所 千葉県野田市鶴奉 5 番地の 1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

野田市中心公民館ほか複写機使用料及び印刷機使用料

野田市東部公民館、野田市南部梅郷公民館、野田市北部公民館、
野田市川間公民館、野田市福田公民館、野田市関宿中央公民館、
野田市関宿公民館、野田市二川公民館、野田市木間ヶ瀬公民館

3 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで